

# 海の総合文化センターおよび 牟岐町内の社会体育施設の利用について

令和2年4月20日  
牟岐町教育委員会

徳島県緊急事態宣言の発令を受け、各施設の利用等については以下の通りといたします。  
新型コロナウイルス感染拡大を防ぐため、ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

施設		利用の可否	期間
運動施設	町民（内妻）グラウンド 旧牟岐小学校グラウンド 旧牟岐小学校体育館 町民体育館	使用不可 (団体・個人いずれも)	緊急事態宣言 発令期間中
海の総合文化 センター	大集会室 調理室 和室 会議室 1 および 2 控室 1 および 2 大ホール		

※今後の状況次第で期間等に変更がある場合もございます。予めご了承ください。